

居宅介護支援事業所 ふくし百選 プランニングあずみ 重要事項説明書

1 運営方針

- ① ふくし百選プランニングあずみでは、要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることができます。又、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。

2 ふくし百選居宅介護支援事業所の概要

事業所名：ふくし百選 プランニングあずみ

所在地：富山市舟橋南町7-4

事業所番号：指定居宅介護支援 1670111812

電話番号：076-432-0057

3 職員勤務体制

	人数	勤務形態	業務内容
管理者（主任介護支援専門員）	1名	常勤	事業所の管理、運営 居宅介護支援業務
主任介護支援専門員	4名	常勤	居宅介護支援業務 教育指導業務
介護支援専門員	1名	常勤	居宅介護支援業務

4 サービス提供時間

営業日：月曜～金曜日。ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日までは休業します。

営業時間：9:00～17:00

※電話対応（携帯電話を含む）は24時間対応可能です。

またターミナルケアマネジメント加算の算定においては必要に応じて居宅介護支援を提供いたします。

5 利用料金

（1）利用料

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、要介護または要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただきます。当事業所から発行いたしますサービス提供証明書をお住まいの介護保険窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

◆基本報酬

	(Ⅰ)取扱件数が 45 件未満	(Ⅱ)取扱件数が 45 件以上 60 件未満	(Ⅲ)取扱件数が 60 件以上
要介護 1・2	1,086 単位/月	544 単位/月	326 単位/月
要介護 3・4・5	1,411 単位/月	704 単位/月	422 単位/月

◆加算の種類

	基準額・加算率	
初回加算	300 単位/月	該当月のみ加算
特定事業所加算 (Ⅰ)	519 単位/月	基本毎月加算
特定事業所加算 (Ⅱ)	421 単位/月	基本毎月加算
特定事業所加算 (Ⅲ)	323 単位/月	基本毎月加算
特定事業所加算 (A)	114 単位/月	基本毎月加算
特定事業所医療介護連携加算	125 単位/月	基本毎月加算
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250 単位/月	該当月のみ加算
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200 単位/月	該当月のみ加算
退院・退所加算 (カンファレンス参加有)	600 単位 (連携 1 回) 750 単位 (連携 2 回) 900 単位 (連携 3 回)	該当月のみ加算
退院・退所加算 (カンファレンス参加無)	450 単位 (連携 1 回) 600 単位 (連携 2 回)	該当月のみ加算
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月	該当月のみ加算
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/月	該当月のみ加算
通院時情報連携加算	50 単位/月	該当月のみ加算

※富山市は特別区 7 級地のため 1 単位 10.21 円で算定されます。

- (2) 居宅サービスの利用に向けて退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合にも、介護サービスが提供されたものと同様に基本報酬を算定する場合があります。
- (3) 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合、運営基準減算として所定単位数の 50/100 に相当する単位の算定となります。また、運営基準減算が 2 か月以上継続している場合は所定単位数の算定ができなくなります。
- (4) 当事業所は、常勤かつ主任ケアマネージャーを配置し、適切に対処できる体制が整備されているため特定事業所加算の適用を受けています。そのため富山県の依頼により実習生の受け入れを行い、利用者に同意を得たうえで訪問等に同行する場合があります。
- (5) 解約料
利用者はいつでも契約を解約することができ、一切、料金はかかりません。

6 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

また、あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を用いません。

7 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

当方の居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づく提供サービスについての相談、苦情はこちらまで。

苦情対応責任者：池内 雅子 担当：村上 真弓 電話：０７６－４３２－００５７

それ以外にも、下記の相談窓口があります。

富山市介護保険課	富山市新桜町７番３８号
	電話：０７６－４４３－２０４１
	受付時間 月曜日～金曜日 ８時３０分～１７時１５分
富山県国民健康保険団体連合会	富山市下野字豆田９９５番地３（富山市町村会館内）
	電話：０７６－４３１－９８２７
	受付時間 月曜日～金曜日 ９時～１７時
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	富山市安住町５－２１（サンシップとやま２階）
	電話：０７６－４３２－３２８０
	電話受付時間 月曜日～金曜日 ９時～１７時
	来所受付時間 月曜日～金曜日 ９時～１６時

8 虐待の防止

高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高い事案について、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応を行います。

虐待が疑われた場合、虐待対応責任者への相談・報告及び担当地区地域包括支援センター、市町村への相談・報告を行います。

虐待対応責任者：池内 雅子 担当：村上 真弓

9 身体的拘束等の原則禁止

身体的拘束等については原則禁止とし、身体的拘束を行う場合には、利用者の状況ややむを得ない理由について記録します。

10 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に従い必要な措置を講じます。

11 ハラスメントの防止

適切な居宅介護支援業務の提供を確保する観点から、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 2 賠償責任

指定居宅介護支援事業の提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合、その損害を賠償します。

1 3 緊急時の対応

指定居宅介護支援事業の提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

なお、本書は2通作成し、利用者、事業者は記名または署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地：富山県富山市上富居二丁目2番27号

名 称：北電産業株式会社

代表者：福祉事業部 部長 中町 隆 印

説明者： 印

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者

住所：

氏名： 印

(代理人)
住所：

氏名： 印